

みよし市SDG s 推進パートナー募集要項

みよし市は、SDG s（持続可能な開発目標）の達成や持続可能なまちの実現に向けて、みよし市と共に取組等を実施していただける企業や団体等を「みよし市SDG s 推進パートナー（以下「パートナー」という。）」として募集します。

1 設置目的

みよし市と「パートナー」がそれぞれの有する資源や知見等を活かし、共に目指すSDG sのゴールやみよし市の地域課題の解決に向けて連携し、持続可能な取組や活動を推進するとともに、SDG sの普及啓発を図ることを目的とします。

2 対象

SDG sの達成に向けた取組や活動を実施している企業や団体等

※ただし、県内に事業所・営業所がある企業・団体に限ります。

※みよし市内に事業所がなくても、みよし市内でSDG sに関する活動をしている（する予定のある）場合は申込可能ですが、活動内容について毎年度確認させていただきます。

3 「パートナー」のメリット

- (1) みよし市の協力やPRを得ながらSDG sの取組を推進できます。
- (2) 市民や市内在勤在学者等へ「みよし市SDG s 推進パートナー」としてPRできます。
- (3) 他の「パートナー」との情報交換や連携が可能になります。

4 応募要件

次の(1)から(3)の全ての条件を満たすこととします。

(1) 基本条件

みよし市及び多様なステークホルダーとの連携、協働や協力を心掛け、SDG sの普及啓発に取り組めること

(2) 実施要件

ア 目指している（今後目指そうとしている）SDG sのゴールが明確であること

イ ゴール達成に向けて、みよし市と連携や協力をして、毎年度取組や活動を実施できること

(3) その他資格

ア 市税等を滞納していないこと

イ 暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連する事業者でないこと

ウ 法令もしくは公序良俗に反する活動をしなないこと

エ みよし市及び「パートナー」の信用、品位、イメージを損なうおそれのある活動をしなないこと

こと

5 応募方法等

(1) 募集開始日

第1次募集 令和4（2022）年4月11日(月)から令和4（2022）年5月10日(火)まで
※第1次募集終了後についても随時募集をします。

(2) 応募方法

みよし市ホームページ「SDGs推進パートナー制度サイト（あいち電子申請システムにリンク）」から申請してください。

※システムからの入力ができない場合は、

「みよし市SDGs推進パートナー登録申請書（様式第1号）」に必要事項を記入し、みよし市政策推進部企画政策課へEメール(kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp)で提出してください。

6 「パートナー」の登録等

みよし市が申請に基づいて登録した「パートナー」に対し、登録証とステッカーを交付します。

(1) 登録期間

登録された日から令和7（2025）年度末（令和8（2026）年3月31日）まで

(2) 活動内容について

毎年度末に「みよし市SDGs推進パートナー活動実績報告書（様式第2号）」の提出をしていただき、毎年度の活動状況を確認させていただきます。

(3) 登録内容の変更等

登録内容に変更が生じたときや退会を希望するときは、「みよし市SDGs推進パートナー変更／退会届（様式第3号）」をみよし市政策推進部企画政策課へ速やかに提出してください。

(4) 登録の取消し

下記に掲げる事項が生じた場合、登録を取り消すことがあります。

なお、登録が取り消しとなった場合は、交付した登録証とステッカーを速やかに返却していただきます。

ア 虚偽の内容により登録を受けたことが判明したとき。

イ 「4 応募要件」を満たさなくなったとき。

ウ 本制度の信用を著しく損なうとき又は損なうおそれがあるとき。

エ 毎年度末の活動報告時に実績がなかったとき。

オ 前号に掲げるもののほか、市が「パートナー」として適当でないと認めたとき。

7 「パートナー」の活動について

(1) SDGsの推進に向けた活動を実施し、活動報告書を毎年度末に提出する。

(2) みよし市や他の「パートナー」と連携してSDGsの達成につながる取組を実施する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年1月1日から施行する。